

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画（第3回提出分まで）

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	⑥地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	堺市宿泊事業者エネルギー価格高騰支援金	①地域経済の持続的な発展に寄与するため、電気・ガス料金のエネルギー価格高騰の影響を受けている宿泊事業者に対し、支援を行うことで、安定的な事業運営の確保する。 ②支援金3,880万円 ③3880万円の内訳 客室数1～9室 支援額30万 施設数16 支援額480万 客室数10～49室 支援額50万 施設数9 支援額450万 客室数50～99室 支援額100万 施設数7 支援額700万 客室数100～199室 支援額150万 施設数11 支援額1650万 客室数200～室 支援額200万 施設数3 支援額600万 ④市内宿泊事業者	R7.4	R8.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金	①市内事業所に対し、省エネ設備等の導入を支援することで、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の削減を推進し、もってエネルギー価格高騰の影響に対応するための省エネルギー化を図ろうとする前向きな取組を促進する。 ②中小企業者への補助金 ③補助金額 上限900千円×8件＝7,200千円 上限450千円×4件＝1,800千円 ④補助対象者：市内事業者（風俗営業等除く）及び市内事業者にリース契約等を行う事業者 補助対象事業所：年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL未満で、省エネルギー専門家による省エネルギー診断等を受けている事業所	R7.4	R8.3
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	先端設備等導入支援補助金	①労働生産性を向上させる先端設備等の導入を支援し、中小企業者が行うエネルギー価格高騰の影響や人手不足に対応するための省力化・合理化等を図ろうとする前向きな取組を促進する。 ②中小企業者への補助金及び事務費 ③補助金額 想定認定件数40件×想定平均補助金額2,000千円＝80,000千円 事務経費 人材派遣委託料3,673千円 ④本市において、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者	R7.4	R8.3
4	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業における生産性向上の促進	①デジタルツールの導入補助や新規事業創出の伴走支援を通じて生産性向上を促進し、物価高騰の影響を受ける中小事業者を支援する。 ②中小事業者への補助金、中小事業者支援企業への委託料 ③補助金1,000千円×20社＝20,000千円 委託料9,670千円 ④本市内に事業所を有しDXに取り組む中小事業者	R7.5	R8.3
5	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	賃上げを行う中小企業の資金調達支援	①物価上昇に見合った賃上げが持続的に行われる環境を実現するため、中小企業が生産性向上や賃上げ原資に利用する資金の調達を支援する。 ②負担金 ③賃上げ実施事業者による融資利用 想定保証料500千円/社×想定保証認定数4社＝2,000千円 ④「堺市経営安定特別資金融資」を利用し、一定以上の賃上げを行う中小企業者	R7.4	R8.3
6	⑥地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通利用促進事業	①燃料費や電力価格の高騰等、物価高騰による運行コスト増大により厳しい経営状況にある路面公共交通事業者に対し、堺おもてなしチケットのデジタル版造成と大阪・関西万博開催期間中の割引販売を支援することで、公共交通の利用促進を図り、市民の移動手段である路面公共交通の路線維持を図る。 ②堺おもてなしチケットのデジタル版造成に伴う経費、割引販売に要する経費に対し支援 ③デジタル版（約2万枚）の販売を見込む ○割引による販売増に伴う市負担分： 市負担額 阪堺・大人（拡充分）4,670枚×100円＋阪堺・小児（拡充分）70枚×50円＋バス・大人（拡充分）14,011枚×100円＋バス・小児（拡充分）622枚×50円＝1,903千円 チケット販売手数料 阪堺・大人（拡充分）4,670枚×800円×8%＋阪堺・小児（拡充分）70枚×400円×8%＋バス・大人（拡充分）14,011枚×600円×8%＋バス・小児（拡充分）622枚×300円×8%＝989千円 計 2,892千円 ○デジタル版割引額（半額販売想定）に対する市負担分： 阪堺・大人（拡充分のうち半額販売期間分）4,170枚×400円＋阪堺・小児（拡充分のうち半額販売期間分）65枚×200円＋バス・大人（拡充分のうち半額販売期間分）12,510枚×300円＋バス・小児（拡充分のうち半額販売期間分）555枚×150円＝5,518千円 ○デジタル版チケット造成に伴う関連経費（システム改修及び人件費等）： システム改修費（概算） 5,000千円 人件費 デジタル版売上増販売額の10%と試算 阪堺・大人（売上増想定分）5,004枚×800円×10%＋阪堺・小児（売上増想定分）75枚×400円×10%＋バス・大人（売上増想定分）15,012枚×600円×10%＋バス・小児（売上増想定分）666枚×300円×10%＝1,325千円 計 6,325千円 ④阪堺電気軌道株式会社、南海バス株式会社	R7.4	R7.4

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画（第3回提出分まで）

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費無償化の段階的な実施	①物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担を軽減し、安全で安心な学校給食を提供するため、物価高騰への対策として市立小学校給食費の無償化を段階的に実施する。令和7年度は、若年層の保護者が多く物価高騰の状況下でより負担感が重いと思われることから、市立小学校及び市立特別支援学校小学部に通う1年生と2年生の学校給食費を無償化する。なお、教職員が喫食する給食については無償化の対象外とする（必要額を徴収）。 ②委託費 ③小学校1年生及び2年生：245円×12,134人×193日＝573,756,190円 特別支援学校小学部1年生及び2年生：245円×107人×188日＝4,928,420円 （計 578,684,610円≒578,684千円） ※いずれも人数に教職員は含んでいない。 ④小学校及び特別支援学校小学部に通う1年生と2年生の保護者	R7.4	R8.3
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費の食材費高騰支援	①物価高騰等に直面する市立小学校、市立中学校及び市立特別支援学校に通う児童生徒の保護者の負担を増やすことなく、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食を実施するため、食材費高騰分を支援する。なお、教職員が喫食する給食については食材費高騰支援の対象外とする（必要額を徴収）。 ②委託費 ③物価高騰支援分＝米等の食材の物価高騰を見込んだ必要額－従前保護者負担額として算定。 小学校：75円×38,285人×193日＝554,175,375円 中学校 選択制給食 [4・5月]：45円×延べ2,734人×30日＝3,690,900円 中学校 完全給食 [4・5月]：45円×89人×33日＝132,165円 中学校 完全給食 [6月以降]：45円×19,905人×160日＝143,316,000円 特別支援学校：75円×510人×188日＝7,191,000円 （計 708,505,440円≒708,505千円） ※いずれも人数に教職員は含んでいない。 ④児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
9	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	学校施設の光熱費高騰支援	①光熱費高騰による小学校、中学校管理運営経費の上昇に伴う市民負担を増やすことなく安定した学校運営に寄与する。 ②需用費 光熱水費 ③電気：燃料調整単価比較（R3とR7見込）、ガス：原材料調整単価差（R3とR7）×年間使用量 小学校：26,326千円、中学校：5,520千円 ④市民（学校地域住民）	R7.4	R8.3
10	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	校外学習におけるバス借上料高騰分の支援	①市立学校園において、校外学習で借り上げる貸切バスの借上料（保護者負担）の高騰分を支援し、保護者負担を軽減することで、学校園が、本来の教育的意義等の基準で校外学習の行先を決定できるようにすることを目的とする。 ②校外学習に係るバス借上料（運賃）のうち高騰分（運賃から教職員等負担分は案分して対象から除外） ③「①バス借上料（運賃）」－「②運輸局公示下限運賃（R7.4.1時点）」＝高騰分 ※①は実際の運賃、②は、運輸局が定める一般貸切旅客自動車運送事業の料金計算方法により、キロ制運賃（単価×距離）と時間制運賃（単価×時間）を計算して合算した額（高速料金等運賃以外の費用や保護者以外が負担する金額は含まない。） 小学校：41,318,632円 支援対象677台、支援額（1台当たり）1,377円～97,071円（車種・行先により異なる。） 中学校：17,409,151円 支援対象279台、支援額（1台当たり）508円～101,574円（車種・行先により異なる。） 幼稚園：461,619円 支援対象7台、支援額（1台当たり）61,386円～67,701円（車種・行先により異なる。） 支援学校：1,955,658円 支援対象32台、支援額（1台当たり）17,094円～106,044円（車種・行先により異なる。） （計 61,145,060円≒61,145千円） ④市立学校園の幼児児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
11	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	生活保護関係運営管理事業	①物価高騰の影響を受けている救護施設の負担を軽減し、利用者サービスの質を維持するため、対象施設に対し物価高騰対応支援金を支給する。 ②報償費、役務費（通信運搬費） ③報償費 480千円×1施設 郵便料 1千円 （うち241千円に交付金を充当） ④交付対象施設 救護施設 1施設	R7.10	R7.11

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画（第3回提出分まで）

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
12	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス継続支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた高齢者施設に、支援金給付を実施することでサービスの質の維持を図ることを目的とする。 ②報償費 ③各介護サービス種別ごとの光熱費・食費にかかる物価高騰による影響額を算定 光熱費高騰分：47,670千円 対象2,238施設、支援額（1施設当たり）10千円～168千円（施設の種別や規模等により異なる。） ※施設種別ごとの物価高騰分（年間の運営に要する経費（平均）×費用のうち事業費に係る光熱費割合×物価高騰率3.3%×施設数×6か月分）の合計 食費高騰分（施設系3食、通所系1食）：121,975千円 対象861施設、支援額（1施設当たり）22千円～655千円（施設の種別や規模等により異なる。） ※施設種別ごとの物価高騰分（国の食費にかかる費用基準額×30%（原価率）×物価上昇率4.2%×定員数×施設数×食事回数×12か月）の合計 事務費：4,035千円 計 173,680千円（うち 86,948 円に交付金を充当） ④市内高齢者施設 2,238施設	R7.9	R8.3
13	⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス継続支援事業	①物価高が続く中で障害者施設等への支援を行うことで、障害福祉サービス等の質の維持を図る。 ②報償費、需用費、役務費、委託料 ③報償費：68,740千円（施設入所支援：400千円×5施設、生活介護及び短期入所：70千円×156施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練、機能訓練、生活訓練、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び就労移行支援：50千円×588施設、児童発達支援及び放課後等デイサービス：20千円×304施設、就労定着支援、自立生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、移動支援及び補装具：10千円×2,034施設） 需用費：15千円、役務費：128千円、委託料：4,037千円 （うち36,505千円に交付金を充当） ④令和7年7月1日時点で市内区域内に所在し、規定に基づく指定又は登録を受けている障害者施設等、令和7年1月1日から同年6月30日までの期間に本市において補装具費の支給決定に至った申請に係る補装具の提供を行った事業所	R7.9	R8.3
14	⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰支援事業	①光熱費の高騰による影響を受けている医療機関等の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援する。 ②報償費、委託料、役務費 ③報償費：128,325千円（病院・2床以上の有床診療所：7.5千円×11,876許可病床数＝89,070千円、その他：15千円×2,617施設＝39,255千円）、 委託料：10,800千円、役務費：48千円 （うち69,673千円に交付金を充当） ④保険医療機関（病院、医科・歯科診療所）、保険薬局、施術所、歯科技工所、指定訪問看護事業所、助産所 （ただし、国または地方公共団体が開設者である医療機関や受領委任取扱いの登録を受けていない施術所等を除く。）	R7.9	R8.3
15	⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	要保護児童支援事業	①電気・ガス料金等の物価高騰の影響を受けている児童養護施設等の負担を軽減し、利用者へ安定的なサービスの提供ができるよう、物価高騰対応支援金を支給する。 ②報償費 ③ 児童養護施設A（定員60人） 1,319千円 児童養護施設B（定員78人） 1,716千円 児童養護施設C（定員77人） 1,694千円 児童養護施設D（定員36人） 791千円 乳児院（1施設） 263千円 里親、小規模住居型児童養育事業者、自立援助ホーム（委託児童数100人×22千円） 2,200千円 ④児童養護施設、乳児院、里親、小規模住居型児童養育事業者、自立援助ホーム	R7.10	R8.3
16	⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	母子生活支援施設措置等事業	①電気・ガス料金等の物価高騰の影響を受けている児童養護施設等の負担を軽減し、利用者へ安定的なサービスの提供ができるよう、物価高騰対応支援金を支給する。 ②報償費 ③164千円（1施設） ④母子生活支援施設	R7.10	R8.3

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画（第3回提出分まで）

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
17	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	民間認定こども園・保育所運営補助事業	①エネルギー・食料価格高騰の影響を受けた民間の教育・保育施設の負担を軽減し、安定的かつ継続的な保育サービスが提供できるよう、物価高騰対応支援金を支給する。 ②給食費及び光熱費の高騰に対応するための支援金（報償費）及び事務委託料 ③給食費（物価上昇分）：児童1人あたり235円×見込数25,084人×12月＝70,737千円 光熱費（物価上昇分）：定員1人あたり59円×見込数26,964人×6月＝9,546千円 事務委託料：695千円 （うち40,539千円に交付金を充当） ※いずれも人数に教職員は含んでいない。 ④市内の認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業所・認可外保育事業所	R7.10	R8.3
18	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	路面公共交通事業者への燃料費等高騰支援	①原油価格・電力価格高騰により厳しい経営状況にある路面公共交通事業者に対し、燃料費等の高騰による負担増への支援を行うことにより、市民の移動手段である路面公共交通の路線維持を図る。 ②原油価格・電力価格高騰に伴う燃料費等高騰分 ③ ・南海バス 278,268.9L（想定）（R7年4月～8月における月平均軽油使用量実績（市内運行分））×15円/L（実施運賃平均改定率を考慮して算出した軽油高騰額）×6か月＝25,044千円 ・近鉄バス 10,877.5L（想定）（R7年4月～8月における月平均軽油使用量実績（市内運行分））×9.7円/L（実施運賃平均改定率を考慮して算出した軽油高騰額）×6か月＝633千円 ・阪堺電気軌道 （8,077,835円－4,544,780円×104.3/100（運賃改定率））×7.9/18.3（堺市内距離按分）×6か月＝8,645千円 ※R7年度（R7年4月～8月）の月平均電車動力費：8,077,835円（想定）、R3年度4月の電車動力費：4,544,780円 （うち17,182千円に交付金を充当） ④南海バス株式会社、近鉄バス株式会社、阪堺電気軌道株式会社	R7.4	R7.11
19	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金の減額	①物価高騰等により影響を受ける市民や事業者を支援するため、水道料金のうち基本料金を免除する。 ②基本料金の免除に係る収益減少分及びシステム改修等経費分の水道事業会計への繰出金 ③約35万件の家庭及び事業者（業務用）の給水契約者に対し、令和8年2月～7月検針分（6か月分）の基本料金を免除する。なお、公共施設（国・地方公共団体が給水契約者の場合）は除外する。 家庭用 約32万件、1,635,000千円 業務用 約3万件、335,000千円 システム改修費 16,000千円 合計 1,986,000千円 （うち1,806,910千円に交付金を充当） ④家庭及び事業者の給水契約者（公共施設は除く。）	R8.2	R8.3